

中国ビジネス・ローの最新実務Q&A

第103回

外商投資企業の解散清算（5）

黒田法律事務所

萱野純子、藤田大樹

これまで2回に渡り、2006年1月1日に施行された「中華人民共和国会社法」（以下「会社法」という）第183条が規定する「会社解散訴訟制度」について検討してきた。一方で、当該「会社解散訴訟制度」が登場する以前から、外商投資企業については、訴訟または仲裁による解散制度（以下「従来型会社解散訴訟制度」という）が認められてきた。本稿では、この「従来型会社解散訴訟制度」と新しい「会社解散訴訟制度」の関係について検討することにする。

1 「会社解散訴訟制度」と「従来型会社解散訴訟制度」の併存

Q1 「会社法」が「会社解散訴訟制度」を新しく規定したことにより、これまで認められてきた外商投資企業の訴訟または仲裁による「従来型会社解散訴訟制度」は廃止されたのでしょうか。

A1 「従来型会社解散訴訟制度」は廃止されていません。両制度はその趣旨・根拠等が異なり、各種行政機関からの通知等も両制度の存在を前提としているため、今後は併存することになるものと思われます。

「会社法」は、会社がデッドロック状態に陥った場合に、一定の条件を具備した当該会社の株主が、人民法院に対して当該会社の解散を求めることのできる「会社解散訴訟制度」を新しく規定した（会社法第183条）。

当該制度が外商投資企業にも適用されるかどうかは問題になっていたが（会社法第218条参照）、2008年1月に「外商投資企業清算弁法」（以下「清算弁法」という）が廃止されたことを受けて相次いで公布された「外商投資企業の解散及び清算業務を法に基づき適切に行うことに関する指導意見」（2008年5月5日公布・施行。以下「商務部意見」という）及び「外商投資企業の解散抹消登記管理に関連する問題の通知」（2008年10月20日公布・施行。以下「工商・商務通知」という）は何れもその適用を認めた（「商務部意見」第3条及び「工商・商務通知」第2条第1項）。

一方で、外商投資企業については、従来から、中外合弁企業、中外合作企業及び外資合弁企業の一方当事者が合弁・合作契約または定款が規定する義務に違反した場合に、その他の当事者が訴訟または仲裁を通じて会社を解散させるという「従来型会社解散訴訟制度」が実務上認められてきた。

また、廃止された「清算弁法」第5条も、企業清算の開始日を、「審査許可機関が解散を許可した日、または人民法院の判決若しくは仲裁機構の裁決により企業の契約が終了した日」として、「従来型会社解散訴訟制度」の存在を前提としていた。

この点、確かに、「清算弁法」は廃止されてしまったが、「従来型会社解散訴訟制度」は、後述2の解説で詳細に説明するように、合弁・合作による外商投資企業の契約性を根拠とするものと解され、外商投資企業の清算手続を定めたに過ぎない「清算弁法」が廃止されたからといって直ちに廃止されるものではない。

また、中外合弁企業及び中外合作企業については、上記の「商務部意見」第2条第2項が「合弁・合作の一方当事者の契約・定款違反による経営継続不能」（「中外合弁企業法实施条例」第90条第1項第3号及び「中外合作企業法实施细则」第48条第1項第3号）を理由に一方的に解散を申し立てる場合、「人民法院または仲裁機構が発行する効力発生済みの判決または裁決」を得ることを要求している。

さらに、「工商・商務通知」第2条第3号も、同様の場合に、「審査許可機関の許可または人民法院の裁定を経て解散しなければならない」（この「人民法院の裁定」には「仲裁機構の裁決」も含まれるものと解される。詳細については「外商投資企業の解散清算（2）」を参照）と規定している。

従って、これらの通知等も「人民法院の判決または仲裁機構の裁決」により会社を解散させる「従来型会社解散訴訟制度」を容認しているといえ、今後は、「会社解散訴訟制度」と「従来型会社解散訴訟制度」の両制度が併存するものと思われる。

2 「会社解散訴訟制度」と「従来型会社解散訴訟制度」との比較及び適用関係

Q2 日本企業A社は、中国企業B社と共同で中外合弁企業X社を設立しましたが、B社が合弁契約に違反したことから関係が悪化し、2年程前からX社の経営は完全に麻痺しデッドロック状態が続いています。そのため、A社は、これ以上合弁事業を継続するのは困難であると判断し、X社を解散したいと考えています。合弁契約には仲裁合意が規定されていますが、A社は、「会社解散訴訟制度」に基づき人民法院にX社の解散を求めることができますでしょうか。

A2 X社のデッドロックがB社の合弁契約違反に起因する本件において、A社が、「会社解散訴訟制度」に基づき人民法院にX社の解散を求めることができるかどうかは現在の実務上も明確ではありません。これを認めた裁判例もありますが、「会社解散訴訟制度」の補充性の要件や仲裁合意が重視された場合、A社は、「会社解散訴訟制度」ではなく、「従来型会社解散訴訟制度」に基づき、合弁契約で約定された仲裁機構に対し合弁契約の解除を通じたX社の解散を求めなければならない可能性もあります。

合弁・合作会社（以下「合弁会社」という）がデッドロックの状態に陥った場合、その原因が、一方の合弁・合作当事者（以下「合弁当事者」という）の合弁・合作契約または定款（以下、総称して「合弁契約」という）の違反に基づくことも少なくない。

そのような場合に、合弁会社のデッドロック状態を理由として「会社解散訴訟制度」に基づき会社解散の訴訟を提起すべきなのか、または合弁相手の合弁契約の違反を理由として「従来型会社解散訴訟制度」に基づき訴訟提起または仲裁申立を行うべきなのかが問題となる。

以下では、両制度を比較すると共に、その適用関係について検討する。

（1）会社解散の理由・根拠及び理論構成

「会社解散訴訟制度」は、「会社法」第183条に基づき、会社にデッドロック状態が生じた場合に人民法院が直接会社を解散する制度である。これに対し、「従来型会社解散訴訟制度」は、合弁相手の合弁契約の違反により人民法院または仲裁機構が合弁契約の解除を認めたことに伴い会社自体も解散するという制度である。

後者の根拠については、合弁会社が合弁当事者の合弁契約を前提にして存在している以上、その前提である合弁契約が消滅した場合には合弁会社も消滅せざるを得ないという合弁会社の契約性に根拠を有すると言われることが多い。

すなわち、「会社解散訴訟制度」は、「会社法」を根拠に会社の解散を直接求める会社組織上の問題であるのに対して、「従来型会社解散訴訟制度」は合弁契

約を根拠に契約解除に伴い会社を解散するという当事者間の契約上の問題であり、両者には本質的な相違があるというべきである。

(2) 原告適格と被告適格

① 原告適格

「会社解散訴訟制度」の場合、少数株主による解散請求権の濫用を防止するため、原告適格として、「解散を請求する株主が当該会社の全株主の議決権の10パーセント以上を保有すること」との要件が要求されている（原告適格の詳細については、「外商投資企業の解散清算（3）」を参照）。

これに対して、「従来型会社解散訴訟制度」では、上記のようにその本質が一方当事者の契約違反に伴う契約解除にあることから、当該契約の解除を主張する当事者であれば原告適格があり、上記のような出資比率による制限はない。

② 被告適格

被告適格については、「会社解散訴訟制度」の場合、最高人民法院の「『中華人民共和国会社法』の適用に関する若干問題の規定（二）」（2008年5月12日公布・同年5月19日施行）第4条第1項が、「株主が、会社解散訴訟を提起するには、会社を被告としなければならない」と明確に規定したが、これは、同制度による解散が、株主間の契約上の問題ではなく、会社の組織上の問題であることからの結論と言える（被告適格の詳細については、「外商投資企業の解散清算（4）」を参照）。

これに対して、「従来型会社解散訴訟制度」では、一方当事者の契約違反に伴う契約解除にその本質があるため、その被告も、当然、当該契約違反等を行った当事者となる。

(3) 解散手続

「会社解散訴訟制度」に基づき会社の解散を求める場合、同制度は人民法院が直接会社を解散する制度であるため、株主は、管轄権を有する人民法院に直接会社の解散訴訟を提起することになり（「商務部意見」第3条）、人民法院に解散と裁定された場合は、審査許可機関の許可を経ずに直接清算手続に入ることになる（「工商・商務通知」第2条第1号）。

一方で、「従来型会社解散訴訟制度」の場合、請求の法的性質には争いがあるものの、合弁契約における仲裁合意（またはその他の合弁当事者間の仲裁合意）の有無により、（i）管轄権を有する人民法院または（ii）合弁契約で約定した仲裁機構の何れかの機関に会社の解散を求めることになる。

また、「従来型会社解散訴訟制度」（訴訟・仲裁）とは別に、（iii）合弁会社の

設立を許可した審査許可機関に対して、合弁契約の解除に伴う会社の解散を求める方法もあるが、この場合は、「董事会等による解散決議書」の提出が必要とされているため（「工商・商務通知」第2条第4号）、当事者全員が解散に合意していることが前提になる。

なお、「従来型会社解散訴訟制度」により会社の解散を求める場合、「商務部意見」では、(i) 人民法院の判決または(ii) 仲裁機構の裁決に合わせて、(iii) 審査許可機関の許可も必要と解されていたが（「商務部意見」第2条第2項）、その後公布された「工商・商務通知」により、(i) 人民法院の判決（これには(ii) 仲裁機構の裁決も含まれると解される）による場合は、(iii) 審査許可機関の許可は必要でないことが明確にされた（「工商・商務通知」第2条第3号）（解散手続の詳細については「外商投資企業の解散清算（2）」を参照）。

従って、合弁契約の解除に伴い会社の解散を求める場合、当事者全員が解散に合意していれば、(iii) 審査許可機関の許可によるが、このような当事者の合意がなければ、「従来型会社解散訴訟制度」（(i) 人民法院の判決若しくは(ii) 仲裁機構の裁決）によることになる。そして、この場合、合弁契約で仲裁合意がなされているかどうか（または合弁当事者間で別途仲裁合意があるかどうか）により、(i) 人民法院の判決または(ii) 仲裁機構の裁決の何れによるかが決定されることになる。

※【両制度の比較表】

	「会社解散訴訟制度」	「従来型会社解散訴訟制度」
解散理由	会社のデッドロック状態の発生	一方当事者による合弁契約の違反
根拠規定等	会社法第183条	合弁契約及び「合弁企業法实施条例」第90条第1項第3号、「合作企業法实施细则」第48条第1項第3号
理論構成	人民法院が直接解散する	契約解除に伴い人民法院または仲裁裁判所を経て解散する
原告適格	会社の全株主の議決権の10パーセント以上を保有する株主	契約違反をした当事者の他方当事者
被告適格	会社	契約違反をした当事者
解散手続	管轄権を有する人民法院に直接提起し、解散が認められた場合は直接清算手続に入る。審査許可機関の許可は不要	審査許可機関の許可または人民法院の裁定若しくは仲裁機関の裁決により解散・清算する。審査許可機関の許可による場合は董事会の解散決議書の提出が必要だが、その他の二者の場合は不要で、直接清算手続に入る

（４）両制度の適用関係

以上見てきたように、「会社解散訴訟制度」と「従来型会社解散訴訟制度」の両制度には本質的な相違があり、利用される場面も、要件・手続も異なるため、今後も併存して利用されるものと考えられる。

ここで問題となるのが、会社がデッドロック状態に陥った原因が、一方の合弁当事者の合弁契約の違反に起因しているような場合、何れの制度を利用して解散を求めるべきなのかである。

特に合弁契約に仲裁合意がある場合、「会社解散訴訟制度」に基づき人民法院に解散を求めるべきなのか、または「従来型会社解散訴訟制度」に基づき仲裁機構に解散を求めるべきなのかが問題となる。

確かに、「会社解散訴訟制度」の実体的要件として補充性の要件が求められていること（補充性の要件の詳細については「外商投資企業の解散清算（３）」を参照）からすれば、「従来型会社解散訴訟制度」で解決できる場合は当該制度によって解決すべきとも思われ、特に、仲裁合意をわざわざ約定した当事者の意思を重視すれば「従来型会社解散訴訟制度」に基づき仲裁機構に解散を求めるべきとも思われる。

一方で、上記のような両制度の本質的な相違を考慮した場合は、何れの制度も独立して存在している以上、何れの制度を選択するかは解散を請求する当事者に委ねられていると解することもできる。

この点、両制度の適用が何れも可能で且つ仲裁合意がある場合に、「会社解散訴訟制度」に基づく解散請求を認めた裁判例もあるものの、何れの立場を採用するかについては未だ実務上明確にされておらず、今後の運用を注視しておく必要があると思われる。